

## 新しい競争ルールの在り方に関する作業部会 第2回 議事要旨

- 1 日時 平成19年1月23日(火) 16:00~18:00
- 2 場所 総務省10階1001会議室
- 3 出席者
  - ・ 構成員(五十音順、敬称略)  
池田千鶴、依田高典、佐藤治正、菅谷実、林秀弥
  - ・ オブザーバー(敬称略)  
菅久修一
  - ・ 総務省  
電気通信事業部長 桜井俊、事業政策課長 鈴木茂樹、  
料金サービス課長 谷脇康彦、公正競争推進室長 今川拓郎、  
料金サービス課課長補佐 飯村博之・横手哲二、  
事業政策課課長補佐 西澤雅道
- 4 議事内容
  - 開会
  - 議事
  - 閉会
- 5 主な議論
  - (1) 指定電気通信設備制度の見直しに係る検討アジェンダ(案)について
    - 資料2の参考「競争セーフガード制度の整備との関係」は検討項目の位置付けか。  
→御指摘のとおり。本アジェンダは、議論を明確化するためのもの。指定設備制度の枠組みの中での修正に加え、その枠組みそのものの見直しも含めるとのこと。
  - (2) 現行の指定電気通信設備制度・競争評価等における市場画定について
    - 指定設備制度は設備を入口として、他方、競争評価は(小売)サービスを入口としており、観点が異なる。I種・II種規制を撤廃したときに、指定設備制度にサービスの観点を取り入れたと考えられるのではないか。
  - (3) 米欧における電気通信事業分野の市場画定について
    - 米国において、ブロードバンドへ移行する中、電話に依拠した96年電気通信法をどのように検討されたかを参考にすべき。RBOCが長距離等へ事業展開したときに付された条件も参考になるのではないか。EUでは、小売市場が簡略化されているが、卸売市場でデータを取りSSNIPを用い需要の代替性を計測するのは困難ではないか。  
→96年連邦通信法では、アンバンドル規制の緩和が基本。ナローバンドについても法人市場とマス市場に分け、かなりきめ細かいアプローチを行っている。なお、第1回に議論となった必要性和阻害性に言及したハウスマン=シダックの論文については、市場支配力にも関連するものなので、次回取り上げさせていただきたい。
  - (4) IP化の進展に対応した市場画定の在り方について
  - (5) フリーディスカッション
    - 林構成員から参考資料「市場画定と競争法」の提出があり、市場画定は市場支配力分

析の手段・前提であり、政策判断を伴う規範的性格であって、可視化できる有用な道具であるが、出来ないものもありその限界を認識した上で考えるべき、旨説明された。  
→今回は、競争評価をどうするかということではなく、競争評価の市場画定を用いて、指定設備制度をより良くするにはどうすれば良いかを考える制度設計の場と御認識いただきたい。

- 独占禁止法でも市場画定を行っているが、何のために市場画定を行うかが重要。独占禁止法では同法の運用のためであり、今回議題となっているのは電気通信分野における事前規制のためである。独占禁止法では①企業結合、②私的独占等の場合で市場画定の出発点異なるが、ドミナント規制については、事業者の特定の行為を出発点にするものではないので、①企業結合の考え方が当てはまるのではないか。その上で、市場支配力を生じさせる源泉・その影響の及ぶ範囲を考慮し、その源泉を規制するためにどの市場に着目すべきかを検討することが必要と考えられる。
- 「競争評価」という単語が出てくるが、現状の制度に基づく議論ということか。  
→現状の競争評価に基づく場合と、現状の競争評価では合わないので異なる方法を考えた上での二通りが考えられる。
- 林構成員の資料にある「規範的性格」とは何か。また、トリプルプレイ等市場の融合を考える場合、どのように考えるべきか。  
→市場画定とは何かの目的があって行うものという意味。融合市場については、ワンストップで捉えられる財として見る、また実態と乖離する場合にはクラスター市場という考え方もある。
- 需要の弾力性を考える場合、例えば、パソコンのアプリケーションには有償のサービスだけではなく、広告収入で賄う無償のサービスもあり、それらが競合しているとなると、後者は価格が存在しないので測定できないという問題も生じることを念頭に入れるべき。
- 市場一つ一つのドミナントと、そもそものドミナント規制の目的は、異なるのではないか。また、市場支配力を見る際、SSNIP テストで見つからない場合も考えられるが、その場合、常識的に見つけ得るものなのではないか。

#### (6) その他

- 第1回で構成員から御指摘のあった「『独占の梃子』に関連して独占禁止法上問題となった主な事例」について、菅久オプザーバーから御紹介があった。  
→梃子の定義について理解。この梃子の問題にも SSNIP テストが適用可能なのではないか。
- ある程度定常的なものとそうでないものに分けるべき。数年に渡ってデータが取れるような定常的なものには有効であるが、上位レイヤーといった定常的でない場合には難しい。情報通信の進展の速さを考慮すべき。
- 今回の議論は、これで終わりというものではなく、これからも継続していくものということを留意すべき。

#### 6 その他

- 次回の日程は、平成19年2月16日（金）の開催を予定しており、別途ホームページ上に掲載することとした。

以上